

第7節 下水道事業の充実

めざすべき姿

トイレの水洗化はもとより高度な下水処理による河川、湖沼、海などの公共用水域の水質が保全され、良好な水環境が享受されている。

雨水と汚水の分流化や雨水流出抑制施設^{62※}の設置による浸水防除が促進され、大雨でも安心できるまちとなっている。

現状と課題

- 汚水整備の普及率は99.9%に達しているが、一部に未整備地区がある。
- 浸水被害を軽減するため、八王寺川雨水増補幹線^{63※}などが完成したが、近年のますます激化する集中豪雨などによる浸水被害が懸念される。
- 下水処理場は施設整備が一通り終了しているが、さらなる水質保全対策に対応するため、処理能力の向上が求められている。
- 下水処理水の一部を水辺空間に再利用しているが、汚泥を含めた資源の有効利用を一層図る必要がある。
- 早期に下水道整備に着手したため、施設・設備が老朽化している。

■公共下水道整備状況（特定環境保全公共下水道を含む）

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
処理面積 (ha)	1,036	1,037	1,037	1,037	1,038	1,038	1,038	1,038	1,078
現住人口 (人)	101,020	100,852	100,662	100,581	101,042	102,578	103,705	103,845	104,048
処理人口 (人)	100,875	100,709	100,540	100,459	100,926	102,462	103,589	103,732	103,935
普及率 (%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

※各年度末現在
(出所：上下水道部下水道工務課)

■下水道の計画概要（汚水）

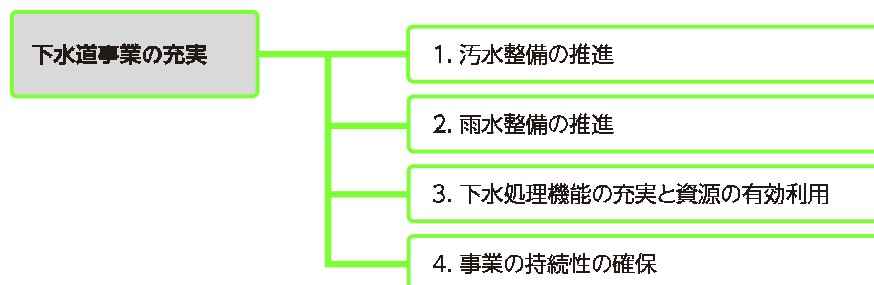
事業名称	処理区名	計画排水面積 (ha)	計画処理人口 (人)	計画管渠延長 (km)	備 考
公共下水道	池田処理区	767.24	78,300	174.0	池田市下水処理場に流入
公共下水道	原田処理区	229.59	21,800	66.4	原田処理場に流入
特定環境保全 公共下水道	原田処理区	118.56	4,700	27.5	原田処理場に流入
計		1,115.39	104,800	267.9	

(出所：公共下水道事業計画)

^{62※}
雨水流出抑制施設
宅地、施設内に降った雨水が直接下水道管や河川に流れ込むのを防ぎ、水害を未然に防止、または軽減することを目的とした施設。

^{63※}
八王寺川雨水増補幹線
大雨のときに雨水を一時貯留することにより、下流の浸水被害を軽減する目的で、辻ヶ池公園から夫婦池までの府道伊丹池田線（消防署前）の道路下に埋設された、直径3.5m、延長1.2kmの雨水排水施設で、10,000m³の貯留機能を持つ管。

■ 施策の体系



1. 汚水整備の推進

計画 一部の未整備地区の整備を図ることにより、汚水整備の普及率 100% をめざす。

- ステップ**
- ・未整備地区を解消するための整備計画を策定する。
 - ・啓発や補助制度などにより、未水洗家屋の水洗化を促進する。

2. 雨水整備の推進

計画 浸水被害を軽減するため、引き続き分流化を計画的に進める。

- ステップ**
- ・ほぼ整備が完了している幹線に接続する末端支線の整備を重点的に促進する。
 - ・猪名川流域総合治水対策を推進するため、公共施設および民間施設への雨水流出抑制施設の設置を継続して要請する。

3. 下水処理機能の充実と資源の有効利用

計画 公共用水域の水質保全のため、放流水質の安定と向上に努める。
循環型社会の構築のため、資源の有効利用を推進する。

- ステップ**
- ・高度処理^{64※}施設の早期完成に努める。
 - ・処理場施設の計画的な機能更新を図る。
 - ・高度処理水の散水などへの利用を進める。
 - ・コンポスト化^{65※}などの下水汚泥の有効利用を進める。

4. 事業の持続性の確保

計画 安定的・永続的なサービスの提供を行うため、経営の合理化に努め、財政基盤の強化を図る。

- ステップ**
- ・施設の長寿命化を図る。
 - ・財政負担の軽減を十分に考慮しながら、施設の更新を行う。
 - ・受益者負担の原則を踏まえながら、効率的で健全な企業経営に努める。

^{64※}
高度処理
下水処理において、一般的な処理方法では除去しきれない有機物などの成分を除去する処理。

^{65※}
コンポスト化
有機物を微生物の働きによって堆肥にすること。

■ 市民等の市政への参画

- ・下水道の仕組みを理解し、家庭における排水について意識を持つ。

■ 主な部門別計画

- ・池田市池田処理区公共下水道事業計画（下水道工務課：平成 20 年度（2008 年度）～）
- ・池田市猪名川流域関連公共下水道事業計画（下水道工務課：平成 21 年度（2009 年度）～）

■ 下水道の計画概要（雨水）

事業名称	排水区名	計画配水面積 (ha)	計画管渠延長 (km)
公共下水道	畑排水区	38.45	7.4
	八王寺排水区	156.18	39.8
	石澄川排水区	23.00	5.3
	杉谷川排水区	30.84	7.3
	猪名川排水区	190.30	56.7
	荒堀川排水区	51.07	11.0
	鯖川排水区	101.57	25.9
	箕面川排水区	27.04	6.7
	江原川排水区	148.79	30.6
	新町排水区	13.63	2.2
	旭丘排水区	5.76	1.8
	伏尾台排水区	64.00	6.4
特定環境保全 公共下水道	細河排水区	7.68	1.8
計		858.31	202.9

（出所：公共下水道事業計画）

■ 終末処理場の計画概要

名 称	池田市下水処理場
位 置	ダイハツ町地内
敷地面積	23,940m ²
計画処理人口	79,800 人
計画処理能力	58,100m ³ / 日
処理方法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過
放流河川	猪名川

（出所：公共下水道事業計画）

第8節 消費生活の充実

めざすべき姿

市民は、主体的に商品に関して正しい知識を身につけ、消費者被害が未然に防止されている。また、被害を最小限に抑える体制が整っており、市民が安心して消費生活を送ることができるようになっている。

現状と課題

- 消費者を取り巻く環境は、携帯電話やインターネットなどの普及により急激に変化し、これに伴い架空請求などの悪質業者によるトラブルは一層複雑・多様化している。
- 訪問販売に関するクーリングオフ制度^{66※}はあるものの高齢者や障がい者（児）、若年層が被害者になるケースや食の安全・安心に関する相談、多重債務の相談も増加している。
- 消費生活センターでは、消費生活コンサルタントによる消費者相談、苦情の斡旋処理などを行っており、解決の目安となる斡旋率^{67※}は、全国平均を大幅に上回っている。
- 長年の消費者運動のほか、近年の「グリーンコンシューマー^{68※}」活動など、消費者が主体となって行動するようになってきたが、まだまだ消費者行動は受身であることが多い。
- 市民の相談のなかには、知らなかったことによる被害だけでなく、消費者エゴともいえる苦情が増えてきている。

^{66※} クーリングオフ 制度

商品・サービスの購入（契約）をした後、一定期間なら消費者側から無条件で一切の負担をすることなく契約の解除をできるとする制度。

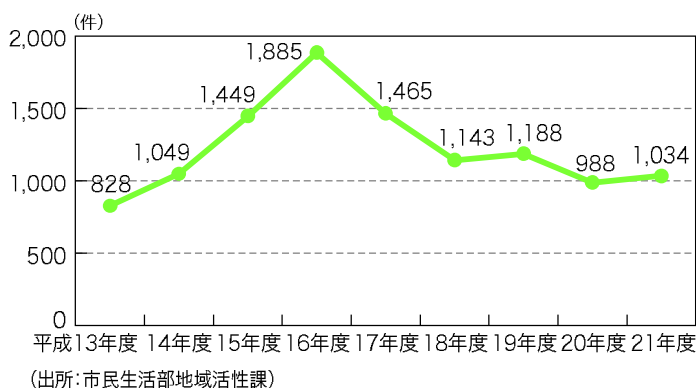
^{67※} 斡旋率

消費生活センターにおける「斡旋」とは、消費者と事業者との交渉が円滑に行われるように、センターが介入することをいい、斡旋率とは、斡旋件数を相談総件数で割ったもの。

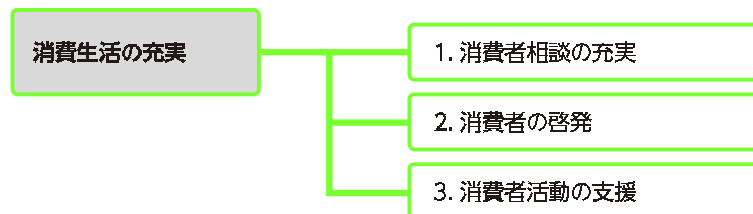
^{68※} グリーン コンシューマー

できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入するなど、環境を大切にすること。

■消費者相談受付数の推移



■ 施策の体系

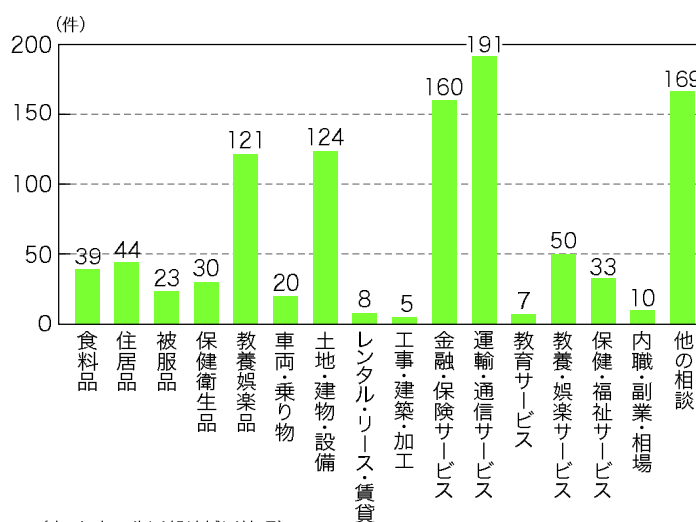


1. 消費者相談の充実

計画 近年の複雑・多様化する相談に対処するため、消費生活センターの相談能力向上や相談体制の充実を図る。

- ステップ**
- ・研修会や事例研究会などへの参加の機会を増やし、専門相談員の能力向上を図る。
 - ・弁護士との連携を図る。
 - ・振り込め詐欺や架空・不当請求など、高齢者や障がい者（児）、若年層が被害者になるケースや食の安全・安心に関すること、多重債務についての相談会を実施する。
 - ・ホームページあるいは広報誌などを活用し、迅速な情報の提供を行うとともに、身近な相談相手として消費生活センターをPRする。

■消費者相談受付数の内訳（平成21年度）



（出所：市民生活部地域活性課）

2. 消費者の啓発

計画 消費者被害の未然防止や拡大防止のため、消費者が時代に即応した正しい知識を身につけられるよう、啓発する。

- ステップ**
- ・高齢者などの被害を未然に防ぐため、民生委員やホームヘルパーおよび老人会などを対象に出前講座などを実施する。
 - ・中学校、高等学校や地域コミュニティ推進協議会など地域と連携した消費者教育を積極的に行い、正しい商品知識やルールを持った消費者を育成する。
 - ・消費者庁、国民生活センターなどの国関連の組織や府の消費生活センターとの連携を密にして、常に情報収集を行い、迅速な情報提供に努める。
 - ・啓発講座や出前講座のほか、ホームページや広報誌などで積極的にPRする。

■啓発講座・出前講座回数の推移

(単位：回)

	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年
啓発講座	5	5	6	3	3	3	6	3	2
出前講座	5	7	9	8	12	13	7	5	4

(出所：市民生活部地域活性課)

3. 消費者活動の支援

計画 消費者団体が、積極的に消費者に対する教育や啓発を行い、地域における消費者リーダーを育成できるように支援する。

- ステップ**
- ・消費者団体の実施する、啓発講演会や商品調査などへの活動支援を行う。

■市民等の市政への参画

- ・消費者団体と連携して、講座などへの参画を推進する。
- ・自ら積極的に、消費者問題の被害者にならないように、自己啓発に努める。
- ・受身の「消費」者から、価格・性能・安全性だけでなく、環境という視点をプラスして、主体的に「選択」できる「消費」者になる。

第9節 安心して任せられる葬儀

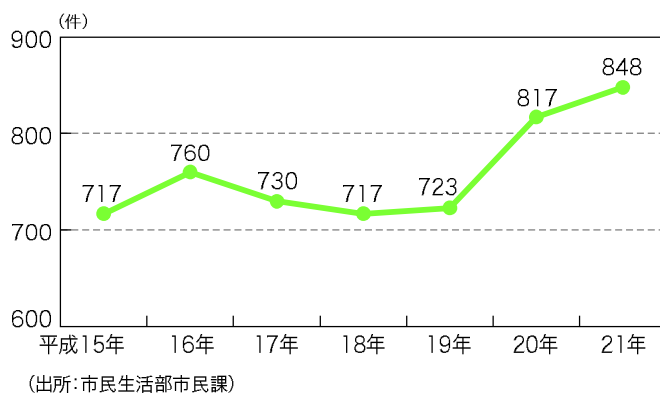
めざすべき姿

市民が家族の死を迎える際、安心して任せられ、低廉なかにも荘厳さを失わない一人ひとりの意思を尊重した葬儀が行われている。

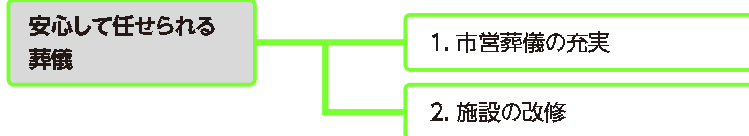
■ 現状と課題

- 市直営で葬儀事業を行ってきたことにより、低廉でありつつも厳粛な葬儀として定着している。
- 葬祭場では指定管理者制度を導入し、通夜式への担当者の配置やワンストップサービスの実施など、市民ニーズへの対応に努めている。
- 市民の利用も多く、より一層の充実が期待されている。
- やすらぎ会館は改修により、利用者の利便性が向上したものの、火葬場は炉の老朽化が進んでいる。

■ 火葬件数の推移



■ 施策の体系



1. 市営葬儀の充実

計画 故人や家族の意思に沿った葬儀を行うなど、内容の充実を図る。

- ステップ**
- ・葬儀の多様化への対応を図る。
 - ・故人の意思への対応もできる自由度の高い葬儀の検討を行う。
 - ・厳かで低廉な葬儀に努める。

2. 施設の改修

計画 施設の老朽化に対応するため改修を図り、より安全で快適な施設とする。

- ステップ**
- ・計画的な葬祭場の改修を図る。
 - ・老朽化した火葬場の改修を図る。